

議案第 6 3 号

専決処分の承認について(相模原市市税条例の一部を改正する条例)
地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のと
おり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 4 月 2 2 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

写

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

相模原市長 本村賢太郎

印

相模原市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令(令和6年総務省令第37号)が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日に地方税法(昭和25年法律第226号)及び地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)が改正されることに伴い、用途変更宅地等に対する固定資産税等の特例措置に係る規定の改正並びに同法及び同令の条項を引用する規定の整理をする必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するもの

相模原市市税条例の一部を改正する条例

相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第4条中「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第4条の2第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項を同条第17項とし、同条第19項を同条第18項とする。

附則第4条の3第2項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和5年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る

同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

相模原市市税条例の改正の概要

1 改正の内容

用途変更宅地等に対する固定資産税等の特例措置に係る規定の改正（附則第 4 条関係）

用途変更宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置における前年度課税標準額について、用途変更宅地等を前年度から変更後の用途であったものとみなして算出する令和 5 年度までの経過措置を、令和 8 年度まで引き続き適用するもの

※ 用途変更宅地等

各年度に係る賦課期日において宅地等（小規模住宅用地、一般住宅用地又は非住宅用宅地等）に該当するもののうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日において、当該宅地等と用途が異なる宅地等であったもの等をいう。

（例：工場の跡地にマンションを建設、自宅を店舗・事務所に改装）

※ 負担調整措置

納税者の負担感に配慮し、土地の前年度課税標準額が新年度の価格に対してどの水準にあるかに応じ、税負担の引上げ、据置き又は引下げの調整を行い、新年度の課税標準額を算出する措置をいう。

2 施行期日等

（1）施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

（2）経過措置

1 に係る規定は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例によることとするもの